

2 5 文科高第 1 0 2 5 号 平成 2 6 年 3 月 3 1 日

国立大学法人茨城大学長 殿

文部科学大臣 下村 博



国立大学法人茨城大学の中期目標を達成する ための計画(中期計画)の変更の認可について

平成26年1月29日付け13茨評第2173号をもって、認可申請のあった標記の件については、申請のとおり認可します。



## 国立大学法人茨城大学の中期計画 新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
<ul> <li>▼Ⅲ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</li> <li>○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</li> <li>1. 重要な財産を譲渡する計画</li> <li>(1) 教育学部附属野外学習施設の土地(茨城県東茨城郡茨城町大字上石崎字親沢4144番21 753.81㎡)を譲渡する。</li> <li>(2) 水戸第一校舎(用悪水路)の土地(茨城県水戸市渡里町小山の上2421番2 523㎡)を譲渡する。</li> <li>(3) 水戸地区体育施設(茨城県水戸市渡里町2839番1の一部 69</li> </ul>	<ul> <li>▼Ⅲ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</li> <li>○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</li> <li>1. 重要な財産を譲渡する計画</li> <li>(1) 教育学部附属野外学習施設の土地(茨城県東茨城郡茨城町大字上石崎字親沢4144番21 753.81㎡)を譲渡する。</li> <li>(2) 水戸第一校舎(用悪水路)の土地(茨城県水戸市渡里町小山の上2421番2 523㎡)を譲渡する。</li> <li>(3) 水戸地区体育施設(茨城県水戸市渡里町2839番1の一部 69</li> </ul>	
(3) 水戸地区体育地設 (次城県水戸市後至町2039番1の一部 69 . 72㎡) を譲渡する。	<ul> <li>(3) 水戸地区体育施設 (次城県水戸市復生町2839番10) 部 6 9</li> <li>. 7 2 ㎡) を譲渡する。</li> <li>(4) 三の丸団地(教育学部附属小学校,附属幼稚園(茨城県水戸市三の丸2丁目6番8号))の土地の一部(256㎡)を譲渡する。</li> <li>(5) 阿見町団地(農学部(茨城県稲敷郡阿見町阿見3997番2)の土地の一部(160㎡)を譲渡する。</li> </ul>	り計画」に基づく道路改 良事業に伴い、当該自治 体からの土地譲渡の要望 に応じるため。
		部土地の一部譲渡の要望 に応じるため。